

正

平成28年 9月15日

損害賠償請求事件

原告 神戸市湾岸開発株式会社
被告 松岡秀昌
外 1 名

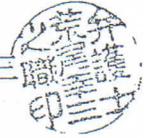


証 拠 説 明 書

神戸地方裁判所 第5民事部 1B係 御中

被告松岡秀昌訴訟代理人

弁護士 荒尾 幸三
(受取人)



上記当事者間の頭書事件について、被告松岡は、丙第2号証について、次のとおり証拠の説明をする。

文書の標目	作成者	立 証 趣 旨	
丙第2号証 陳述書	被告松岡秀昌	4社JVから受注した中部空港島における運航管理業務及び網取り業務を、原告を通じて被告中島興業に発注した経緯と請負代金の支払い方法、及び原告主張の報酬合意などが存しないこと	原本



平成 28 年 9 月 14 日

陳 述 書

奥村組土木興業株式会社

松岡秀昌 

私は、現在、奥村組土木興業株式会社（以下「当社」とします。）の副会長の任にある松岡秀昌と申します。

平成 13 年 8 月頃は、専務取締役として環境開発事業本部の責任者である事業本部長を務めており、その当時、当社は住友大阪セメント株式会社を代表構成員とする 4 社の共同企業体（以下「本件共同企業体」という。）が元請として受注しておりました中部国際空港建設工事の生コン供給事業（以下、「本件生コン供給事業」という。）に下請として参入する準備をしておりました。

以下では、本件生コン供給事業に算入した中で当社が受注した本件生コン供給事業に係る船舶の運航管理業務及び綱取り業務（以下「運行管理業務等」という。）を、原告を通じて中島興業株式会社（以下「中島興業」という。）に発注した経緯と内容について陳述します。

なお、15 年以上も前のことで、その当時の書類等はほとんど廃棄処分されており、また、当社が受注していた工事の責任者も既に退職しているため、私の記憶と、残存する限られた情報を頼りに陳述することを予めお断りさせて戴きます。

1. 本件生コン供給事業への参入

当社は、平成13年12月頃に中部国際空港建設工事における本件生コン供給事業の二次下請（生コンプラント基礎工事を施工）として参入し、翌年4月頃、本件共同企業体より、運行管理業務等を一次下請として受注いたしました。

2. 本件生コン供給事業における当社と被告中島興業との関係

中島興業は、当社が本件生コン供給事業において最初に受注した生コンプラント基礎工事から当社の下請として従事しており、当社がこの次に受注した、生コンの原料であるセメントや骨材などを船舶で中部空港島のバースに運び入れ、荷下ろしする際の運行管理業務等についても、引き続き中島興業に下請とし発注する予定でした。しかし、当社の事情により（当社の事情については、5. で詳述いたします）、当社と中島興業との間に原告を入れることとなり、原告及び中島興業了解の上で、当社から原告、原告から中島興業という工事代金の流れとなりました。ただ、原告はいわゆるペーパー会社で、実作業を行わずに中間の利ぎやを取るだけであり、運行管理業務等の実作業は全て中島興業が実施しておりました。

なお、当社と中島興業とは、本件生コン供給事業よりずっと以前から現在に至るまで、当社の協力会社として継続して請負取引をしております。

3. 私が原告らと関わるようになった経緯

私は、平成12年頃だったと思いますが、大手ゼネコンの営業課長（当時）から、兵庫県内の工事の件で会って欲しい方がいると依頼されたので、原告の西岡社長（当時。現在は篠田姓）とお会いしました。その後、何度か西岡氏から兵庫県内の工事の話聞いておりましたが、曖昧な話

であり、途中で頓挫しました。その間に、西岡氏より板谷氏と山本某氏を紹介され、板谷氏が山口組に近い方だと知りました。

それから暫く経って、平成14年初め頃かと思いますが、当社が生コンプラント基礎工事を施工していたところ、反社会的勢力のフロント企業（暴力団を背景とした企業活動を行い、その利益を暴力団に提供している企業）が本件生コン供給事業への参入を強要してきており非常に困っている旨の相談を受けました。

そこで私は、山本某氏に連絡を入れ、中部国際空港建設工事の件でかかるフロント企業と折り合いがつかぬかと問い合わせたところ、「話をしてみます」との返答がありました。このように私は、当該フロント企業の件は山本某氏に直接話をしたものであり、原告にお願いしたことなど決してございません。

その後は、主に山本某氏が板谷氏の意を受けて当該フロント企業との交渉、例えば当該フロント企業が本件生コン供給事業に参入したり、妨害行為などを行うことのないように奔走していたように思います。そして、かかる交渉がうまく進みましたので、その報酬について、私は主に山本某氏と何度か金額交渉を重ね、報酬を5000万円とすることで、私と板谷氏及び山本某氏との間で確実に合意しました。このことは10年以上も板谷氏及び山本某氏から異議の申出が一切なかったことから明らかです。

4. 板谷氏からの請求とお断り

平成27年の初め頃だったと思いますが、突然、板谷氏から報酬の未払があるので支払って欲しいと言ってきましたが、その話は既に支払い済みであると断りました。その後も板谷氏から、報酬の未払を支払って欲しい旨の電話が頻繁にありましたが、その都度、私は未払などない、

ゆえに支払うお金などないと、きっぱりと断っております。

その後、板谷氏より「3人で会って話をしたい」旨申し入れてきたので、私もこれをもって最後にしようと思い、板谷の紹介者であり当時の事情を知っている原告を含めて、私、板谷及び原告の3人で会うことになりました。平成27年7月15日頃にホテルオークラ神戸で3人で会談を行いました。その席でも、私は、彼ら2人に対して、未払金などないし、お金を支払うつもりは全くないとはっきりと最後通告を言い渡しました。なお、この場で、私が板谷氏に「私と山本某氏との間で何度も話をして最終5000万円で決着済みのことであり、その間のやりとりと最終の金額は山本某氏から報告を受けていたはずだ」と言いますと、板谷氏は「それは聞いている。当時は、まだ金銭的な余裕もあったので納得した」とはっきりと返答しました。

5. 当社の事情により、当社と中島興業との間に原告を入れた経緯

3で述べましたように、私に板谷氏を紹介してくれたのは原告でしたが、当社より原告に対して謝礼的なものを支払っておりませんでした。そこで、本来であれば当社から直接中島興業に本件生コン供給事業における運行管理業務等を下請発注する予定でしたが、当社と中島興業との間に原告を入れ、本来当社が中島興業に支払うべき工事代金に原告の謝礼的なものとして消費税込みで毎月5万2500円を上乗せして原告に支払い、原告はその中から5万2500円を控除した金額を中島興業に支払うことで、当社と原告及び中島興業は合意し、当該運行管理業務等が終了するまで、毎月、合意内容通り履行されておりました。なお、この合意については板谷氏は一切関与しておりませんので、板谷氏も合意したとか、中島興業から板谷氏へ支払う合意があったとするこの裁判での原告の主張は全くの出鱈目です。念のため申し上げますが、奥村組土

木興業→原告→中島興業→板谷へ支払う約束があったと原告がこの裁判で主張しているような話は、先のホテルオークラ神戸で3人で面談したときにも、私ははっきりと否定しています。このとき、私は西岡氏に「経費として5万円を西岡さんところに残して、残りは全て実際に作業をする中島興業に支払うように話したはずだ。なんでわざわざそんな面倒なこと（中島興業から板谷氏に支払う）をするはずがないだろう。」と問い詰めましたが、西岡氏は、「知らないということ」も「否定すること」もできずに、ただただ無言でした。

次に、中島興業が実際に行っていた運行管理業務等には、中島興業の職員1名と中島興業の下請けとして主に綱取り業務や清掃業務を行う作業員1名が従事していたと聞いており、当社が中島興業に毎月支払っていた90万7200円は、運行管理業務等の作業内容と中島興業の諸経費（宿舍代、その他経費及び一般管理費）を考えれば、対価として相当な金額ですし、中島興業が実際に運行管理業務等に従事した期間（平成14年4月から同16年10月までの31カ月間）に対する支払総額2812万3200円は相当、妥当なものであり、中島興業に対する正当な対価であります。

以 上